

小規模事業場でメンタルヘルスにお困りの各社さまへ
小規模事業場産業医／健康管理医サービスのご利用のすすめです

【 こんなお悩みありませんか？ 】

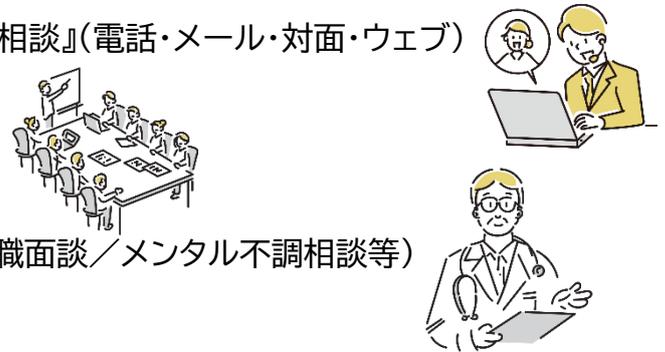
従業員 50 名未満のいわゆる小規模事業場は、産業医の選任義務や、ストレスチェック実施義務がないため、実際には従業員が心身の不調に関する問題を抱えていても、それを未然に防いだり、社内でフォローやケアをしていく体制が存在しません。しかし、従業員ひとりが不調により休職や退職をすると、大きな打撃を受ける小規模事業場の経営者や総務担当者から以下のようなご相談が多く寄せられます。

- 1)心身の不調が発生しても いったい何をどうすればよいのか皆目わからない。
- 2)ひとりでも仕事を休まれると、全ての仕事に影響してしまい、相談にのってあげられるような時間も余裕もない。
- 3)急に従業員が仕事を休んで、郵便で診断書が送られてきて、その内に連絡がつかなくなって、退職代行サービス会社から電話が来て一方的に退職意志だけが告げられて…とても困惑しており、会社はそもそも何をすべきだったのか。
- 4)人手不足で長時間残業が解消できず、長時間労働面談をしなければいけないらしいが、誰を頼ればいいのか、相談相手がいない。

小規模事業場の担当者さまからのご相談は、まさに時代の流れを反映しており、長時間労働への対処やメンタル不調者のケア、そしてその対応をしている管理職もまたメンタル不調に悩むという負の循環が生まれやすくなります。MRC 札幌では、小規模事業場のみなさま専用の「**小規模事業場産業医／健康管理医サービス**」をリーズナブルな料金をご用意しております。無料訪問や zoom でのヒアリングもいたしますので、どうぞお気軽にお問合せください。

<主なサービス内容>

- ・専門スタッフによる『こころとからだの各種相談』（電話・メール・対面・ウェブ）
- ・労働安全衛生に関する助言やアドバイス
- ・健康診断結果への事後措置
- ・医師による面談（長時間労働面談／休職復職面談／メンタル不調相談等）
- ・安全衛生懇談会等への参画や助言



※安全衛生懇談会とは：労働安全衛生規則により、50名未満事業場でも安全や衛生に関する事項について労使で話し合う機会を設ける義務があり、この会議体を安全衛生懇談会と言います

Mail : info@mrc-sapporo.co.jp (24時間年中無休 3営業日以内に返信します)

電話番号 : 011-209-0556(受付時間:月~金 9:00~17:00)

営業時間 : 月~金(9:00~17:00) 土・日・祝(休み)

